

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	上下水道事業部 令和5年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 6 年 7 月 23 日
提 出 日	令和 7 年 4 月 25 日
担 当	上下水道事業部 上下水道事業政策課 (TEL 259-7511)

意 見 事 項	措 置 状 況
(上下水道事業部) (1) 交通事故の防止について 令和5年4月から令和6年3月までの間に、公用車の事故が8件発生した。令和4年度においても6件の交通事故が発生しており、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図りたい。	行政部管財課の交通安全等の通知だけでなく、上下水道事業部独自でも交通事故防止、安全運転を目的とした通知(令和6年5月31日)を発出し、部内全職員に注意喚起を促すとともに、時節ごとの交通安全週間等(国・県・市)には各所属長からも朝礼等を利用した一層の注意喚起を行った。 また、毎月1日、15日及び時節ごとの交通安全週間等(国・県・市)に、始業直後の時間を利用した管理職員による職員への安全運転の啓発活動(出庫時の送り出し)のほか、上下水道事業部の安全衛生委員会において、令和6年7月16～17日に岐阜南警察署交通課から講師を招聘し、交通安全法令講習会を行うなど、交通安全について啓発し、交通安全・事故防止に努めた。

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	行政部・公平委員会 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 6 年 10 月 28 日
提 出 日	令和 7 年 4 月 25 日
担 当	行政部 行政課(TEL 内線3130)

意 見 事 項	措 置 状 況
（１）自動車損害賠償責任保険の契約継続の意思確認の徹底について 管財課が支払手続を行っている自動車損害賠償責任保険料において、車両を所管する課が車検までに廃車に転じた等の際に必要な精算をしていないものがあった。 今後は、同様の事案が起らないよう車両を所管する課に対する保険契約継続の意思確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組まれない	車両所管課に対する継続確認、及び保険加入の領収書と保険契約満期予定リストとの突合等を担当職員・係長が相互に行っており、車検までに廃車に転じ、精算が必要になる場合は、その都度適切に精算している。令和6年11月28日、突合に必要なチェックシートの様式も修正し、より円滑で正確な突合が行えるよう改善を行った。
（２）工事の仕様書における確認の徹底について 令和5年6月に、競輪事業課が契約依頼した工事において、業者へ配布する仕様書の一部の記載を誤った事案が1件発生していた。 今後は、同様の事案が起らないよう仕様書の内容の確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組まれない。	令和5年6月20日以降、工事や修繕の設計の際は担当者と係長で綿密な打ち合わせを行い、設計書の作成をするよう徹底している。 また、令和5年6月20日以降、設計何書の決裁の際は、設計の元となるカタログ等の資料を添付し、仕様書の記載内容の漏れや誤りなどについて担当者、係長及び管理職でトリプルチェックを徹底している。
（３）年間単価契約物品に係る単価の入力における確認の徹底について 令和5年8月に、契約課が財務会計システムに登録する単価契約物品の契約単価において、入力を誤った事案が1件発生していた。 今後は、同様の事案が起らないよう財務会計システムに登録する単価契約物品の契約単価の確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組まれない。	これまでのダブルチェックに加え、令和5年8月17日以降は、トリプルチェックを行うこととした。更に、同日以降、Excel関数を用いたエラーチェックを行う等、効果的かつ効率的に確認ができる方法を導入した。また、令和6年3月31日、当該確認方法をマニュアル化し、係員全員で情報共有するとともに、継続的に実施していく体制を整えた。

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	保健衛生部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 6 年 11 月 18 日
提 出 日	令和 7 年 4 月 25 日
担 当	保健衛生部 保健衛生政策課（TEL252-7192）

意 見 事 項	措 置 状 況
（１）交通事故の防止について 令和5年4月から令和6年8月までの間に、公用車の事故が9件発生した。 前回の定期監査における報告件数（7件）よりも増加しており、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図りたい。	令和5年度に4回、令和6年度には5回、交通事故が起こったタイミングなどで、部内に自動車事故防止の通知を出し、朝礼の場などで各課長から指導を行った。また、部内で起こった交通事故の実際の事例を基にした事例研修を各課で実施した。 同乗者の誘導がなかったことによる事故も多く、繰り返し通知や指導を行うとともに、令和6年9月にすべての公用車のダッシュボードに「同乗者は降りて必ず誘導を！」というシールを貼り、注意喚起を行った。

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民生活部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 1 月 27 日
提 出 日	令和 7 年 4 月 23 日
担 当	市民協働生活部市民協働生活政策課（TEL内線 2918）

意 見 事 項	措 置 状 況
（１）業務委託における契約依頼時の予算管理の徹底について 市民生活部が所管する予算科目の一つである（款）民生費（項）市民生活費（目）支所費（節）委託料（以下「支所費委託料」という。）において、令和6年度当初入札執行希望の業務委託である柳津地域事務所警備業務委託（その2）を契約依頼する際、その設計金額を含めた令和6年度執行予定額（本件に関しては、令和5年度までに契約済みの業務委託における契約金額のうち令和6年度予算執行分の総額、令和6年度当初入札執行希望の業務委託として契約依頼を行った業務委託（契約締結に至っていないもの）の設計金額の総額、令和6年度当初入札執行希望の業務委託として契約依頼を行う予定である業務委託の設計金額の総額、及び柳津地域事務所警備業務委託（その2）の契約依頼時点において、令和6年度内に契約依頼を行う予定であり、かつ同年度内に執行予定である業務委託の設計金額として想定される金額の総額の合計額のことをいう。）が、支所費委託料の予算額を上回っていたことに気付かず、契約依頼を行っていた。 今後は、同様の事案が起らないよう、業務委託における契約依頼時の予算執行管理を徹底されたい。	当該事案が発生した令和6年4月より、契約依頼の際、当該契約依頼を行う設計金額が、予算金額の範囲内であることを、当該業務委託を行う担当課においては、当該担当係長が、予算書の該当業務委託の予算額を確認することとし、予算主管課（市民協働生活政策課）においても、同様に確認することとした。 予算書の記載に関して、同種の契約が複数に分かれる場合は、それぞれの契約単位で予算額を記載することとし、契約依頼の際に、設計金額が予算額の範囲内かを明確に確認できるよう改めた。 さらに、委託料等の（節）全体の予算額と執行額の状況を、担当課及び予算主管課（市民協働生活政策課）の間で定期的に共有し、執行管理を徹底する。

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	都市建設部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 1 月 27 日
提 出 日	令和 7 年 4 月 25 日
担 当	都市建設部都市建設政策課(内線3502)

意 見 事 項	措 置 状 況
(1) 退職内申に係る手続について 鉄道高架推進課のパートタイム会計年度任用職員について、令和6年3月1日（金）から3月31日（日）を任期として採用され、3月4日（月）に電話による退職の申出があったものの、書面による退職願が提出されなかった。 この場合の取扱いについて、職員の任免等に関することを所管する行政部人事課に確認したところ、市に特に定めがないため、人事院規則8-12第51条の「任命権者は、職員から書面をもって辞職の申出があったときは、特に支障のない限り、これを承認するものとする。」の規定を準用して取り扱うとのことであった。 そのため、任期途中の退職としての承認を行わず欠勤扱いとし、任期の満了日である3月31日（日）をもっての退職として取り扱った。 また、3月分の報酬については、一旦、当該パートタイム会計年度任用職員に月額報酬全額（144,700円）を支払い、岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条の規定による勤務1時間当たりの報酬額に当月における祝日法による休日等を除き勤務しなかった時間数を乗じた減額すべき報酬額（114,356円）から過控除雇用保険料（686円）を差し引いた額（113,670円）を、欠勤分として戻入する手続を行った。 しかしながら、退職の申出があった3月4日（月）以降、令和7年1月20日までに当該パートタイム会計年度任用職員へ架電64回、自宅訪問28回及び文書送付を4回にわたり行っているが接触できず、全額未収金となっている。 今後このような事案が発生しないよう、退職内申に係る手続について行政部人事課と検討されたい。	本件については、昨年度2月に当人より支払いに応じると返答があり、同月より分割納付を開始している。 また今後の対策については、やむを得ず退職願を受理できない場合にあっては、本人の退職への強い意志を所属長が認めた場合に限り、その所見を記載した内申決裁をもって、退職の手続きが進められるよう、人事課と調整した。

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	経済部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 2 月 27 日
提 出 日	令和 7 年 4 月 25 日
担 当	経済部 経済政策課(TEL 265-3896)

意 見 事 項	措 置 状 況
(1) 契約事務について 令和5年度から令和6年度の2か年の債務負担行為である「岐阜農業振興地域整備計画改定等事業業務委託」の契約依頼書作成時に、農林課担当者が財務会計システムに入力する各年度の執行予定額を誤ったため、令和5年度の執行予定額があるにもかかわらず、全額令和6年度の執行予定額とする契約依頼を行っていた。 今後は、同様の事案が起きないように契約依頼時の確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組まれない。	・令和5年5月に措置済み。 ・事案が発生したことを受け、同月課内で研修を実施し、再発防止策を講じた。 ・債務負担行為を実施する際は、契約課マニュアルに沿って作成し、決裁時には農林課内および経済政策課内でのチェック体制を強化していく。

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	福祉部 令和6年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 2 月 27 日
提 出 日	令和 7 年 4 月 25 日
担 当	福祉部 福祉政策課（内線3007）

意 見 事 項	措 置 状 況
（１）交通事故の防止について 令和5年4月から令和6年11月までの間に、公用車の事故が9件発生した。 令和4年度の定期監査における報告件数（8件）よりも増加しており、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図られたい。	交通事故の再発防止に向けた取り組みとして、所属長から朝礼等を利用し、過去の事故事例をもとに交通事故を防止するために留意すべき事項を指導して、職員一人一人の事故防止への意識の向上と、交通ルールに則った公用車の安全運転について周知徹底を行った。 また、令和6年12月2日から恵光学園における送迎バス業務委託仕様書において、運転手の年齢要件、事故歴、健康状態等を見直し、安全運行体制を強化した。